

厚木市公共工事中間前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市契約規則（平成14年厚木市規則第33号）第33条第2項の規定に基づき、公共工事に要する経費の前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の対象)

第2条 中間前払金の対象は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 契約金額が200万円を超える公共工事（単価契約を除く）
- (2) 公共工事前払金の申請がされているもの

(中間前払金の要件)

第3条 中間前払金は、次の各号のいずれの要件も満たす場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 当該工事において、厚木市契約規則第34条に規定する部分払（別に定めるものを除く。）がされていないこと。
- 2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて、同項の規定を準用するものとする。

(中間前払金の割合等)

第4条 中間前払金は、契約金額の10分の2に相当する額以内で、支払は千円単位で行い、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前払金は、当該継続費等の各年度の出来高予定額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費の翌年度にわたる契約における中間前払金は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(中間前払金と部分払の選択)

第5条 契約金額200万円を超える公共工事にあつては、受注者は中間前払金と部分払のいずれかを、中間前払金又は部分払の申請時に選択するものとする。

- 2 前項に規定する対象工事の受注者は、中間前払金と部分払の選択に係る届出書を中間前払金又は部分払の申請時に市長に提出しなければならない。この場合において、前項の

規定による選択について、中間前払金又は部分払の申請後の変更はできないものとする。

- 3 継続費等の2年以上にわたる契約については、中間前払金又は部分払の申請時に中間前払金を選択した場合であっても、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前払金の申請等)

第6条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前払金の確認請求書に、工事履行報告書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の確認請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、確認調書により、受注者へ通知するものとする。

- 3 前項の規定により認定を受けた受注者が中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前払金申請書に保証事業会社の保証書を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定による保証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、前項の規定による保証書の提出をしたものとみなす。

- 5 中間前払金の支払時期は、第3項に規定する請求書の提出を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 6 中間前払金の支払は、申請者が保証事業会社の保証書に記載した前払金預託金融機関に振り込むものとする。

(中間前払金の使途制限)

第7条 中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(中間前払金の返還)

第8条 中間前払金を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。